

内閣総理大臣杯第57回日本社会人ゴルフ選手権北陸予選

第6回北陸社会人ゴルフ選手権

【と き】2026年8月25日（火）

＜主催＞スポーツニッポン新聞社

【ところ】能登カントリークラブ・日本海、はまなすコース

＜後援＞中部ゴルフ連盟、毎日新聞社

＜協賛＞アサヒビール、住友ゴム工業

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則18）

- (a) アウトオブバウンズは、白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を超えて他のゴールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。

2. レッドペナルティーエリア（規則17）

- (a) レッドペナルティーエリアは、赤杭と赤線をもって定める。線と杭が併用されている場合は、線が限界を標示する。レッドペナルティーエリアの縁がアウトオブバウンズ境界縁まで及んでいる場合、そのレッドペナルティの縁は、アウトオブバウンズの境界縁と一致する。
- (b) 片側だけ定められているレッドペナルティーエリアは無限に及ぶ。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則16）

(a) 修理地

- (1) 白線又は白いロープで固まれた青杭で標示してある区域。芝の保護のため修理地はプレー禁止区域とする。
- (2) 張芝の継ぎ目：ローカルルールひな型F-7を適用する。

(b) 動かさない障害物

- (1) 白線又は白いロープの区域と動かさない障害物がつなげられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
- (2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
- (3) 電磁誘導カート軌道
電磁誘導カート用の2本の軌道は、その全幅の幅をもって1つのカート道路とみなす。そのカート道路上に球がある場合や意図するスイング区域に対して障害が生じる場合は、規則16.1 bに基づく救済を受けなければならない。

4. コースと不可分の部分

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤー、ケーブル、巻物、その他の物。
- (b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸や枕木等の構築物。

5. クラブと球

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型8G-1を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (b) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型8G-2を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (c) 適合球リスト：ローカルルールひな型8G-3を適用する。
このローカルルール違反の罰：失格

6. 規則11.1 b 例外2に基づいてパッティンググリーンから行われたストロークを再プレーしなければならないケースを制限するローカルルールひな型D-7

規則11.1 b 例外2は、プレーヤーがパッティンググリーンからプレーした球が偶然に次のものに当たった場合には適用しない。

- ・そのプレーヤー、

- ・そのストロークを行うためにそのプレーヤーによって使用されたクラブ、または、
- ・ルースインペディメントとして定められる動物（つまり、ミミズ、昆虫や簡単に取り除くことができる類似の動物）。

そのストロークはカウントし、球はあるがままにプレーしなければならない。

このローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則14.7aに基づく一般の罰。

7. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 ローカルルールひな型E-12

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則（規則16.1c（2）、17.1d（2）、19.2b、19.3b）によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた個所から1クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が起点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の個所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ、適用する。

8. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替えについてのローカルルールG-9

規則4.1b（3）は次のように修正される：

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中（プレーの中断中を含む）にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則4.1b（4）に基づいてクラブを別のクラブに取り替えることができる。

クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則4.1c（1）の処置を使用してすぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰：規則4.1b参照

9. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則5.7）

危険な状況のためにプレーの中断、または通常の間断は、サイレンによって伝えられる。どちらの場合でも、プレーの再開はサイレンによって伝えられる。

差し迫った危機のための即時中断：1回の長いサイレン

危険な状態ではない中断：3回の短いサイレン

プレーの再開：2回の短いサイレン

注意：危険な状況の為にプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでもやめない場合には失格となることがある。

10. 練習（規則5.2）

- (a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間、ローカルルールひな型I-1.2を適用し規則5.2bは次の通り修正される：

ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。

規則5.2の違反の罰：規則5.2の罰則規定を参照。

例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習の為に使うことができる。

- (b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習することを禁止するローカルルールひな型I-2を適用し、規則5.5bは次の通り修正される：

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

11. キャディー

規則10-3aは次のように修正される。プレーヤーはラウンド中に競技委員会が指定した者以外を自分のキャディーとして使ってはならない。本条件の違反の罰は、ローカルルールひな型8H-1.2を適用。

12. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

注 意 事 項

1. 委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことがある。
2. プレーヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則1. 2aに基づいて失格とする場合がある。
3. プレーの進行に留意し先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合はペナルティを課す。
4. 競技委員会は規則1. 2bに基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
5. 練習は指定練習場にて行い、打撃練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コインを限度とする。
6. ローカルルールに追加、変更のあるときは、大会受付場所付近に告示する。
7. プレー中は、帽子（バイザー可）を着用すること。
8. 会場となる倶楽部の服装規定を遵守すること。服装規定に違反があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改めない場合、競技委員会は競技中を含め、いつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。
9. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
10. 競技中に発生した疫病や紛失、破損、その他の事故等に際し、主催、協賛、運営、後援、協力等の各団体は一切責任を負わない。
11. ティーマーカーは、一般クラスは青色、シニアクラスは白色とする。

レストランについて

・朝食の営業はなし。ただし、コース売店で、トーストなど軽食の用意あり。

【追 記】

1. 本大会レギュラー、シニア両クラスとも上位2名に10月7日(水)、8日(木)に相模原ゴルフクラブ・東コースにて開催される「内閣総理大臣杯第57回日本社会人ゴルフ選手権」の出場資格を付与する。なおタイが生じた場合はマッチング・スコアカード方式（詳細は別に掲示）にて出場者を決定する。
2. クラブハウス、練習場は、午前6時30分よりオープンします。
3. バッグは口径9.5インチ、重量13キロを超えないこと。尚、サブバッグの使用は禁止する。

競技委員長 能田 勝茂